

豊中市空港行政アドバイザー設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、空港行政を推進するにあたり、大阪国際空港の環境対策や空港を活かしたまちづくりなど様々な空港政策に対して、外部団体等から相談・助言を求めため、「空港行政アドバイザー」(以下「アドバイザー」という。)を設置することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 アドバイザーの設置は、市からの依頼により行うものとする。

(役割)

第3条 アドバイザーの役割は、市が推進する空港政策について、市からの依頼に応じて相談・助言を行うものとする。

(依頼)

第4条 アドバイザーは、第3条に掲げる役割を遂行できる学識経験者等に対して、相談・助言が必要な案件ごとに、「豊中市空港行政アドバイザー依頼書」(様式第1号)により依頼するものとする。

(謝礼金)

第5条 アドバイザーに対する謝礼金は、別表1「アドバイザー謝礼金」に、別表2「交通費相当額」を加算した額とする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年2月1日から実施する。

(様式第1号)

年 月 日

_____様

豊中市長

豊中市空港行政アドバイザー依頼書

豊中市空港行政アドバイザー設置要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり、相談・助言をいただくことについて依頼いたします。

記

日時	
場所	
テーマ	
内容	

【別表1「アドバイザー謝礼金」】

区分	日額
①	23,000 円
②	18,400 円
③	12,300 円
④	9,700 円

区分①…市全体にわたる重要施策に関する検討その他の極めて高度の専門的な知識経験及び優れた識見を必要とする業務に従事する者。

区分②…特に高度の専門的な知識経験及び優れた識見を必要とする業務に従事する者。

区分③…高度の専門的な知識経験を必要とする業務に従事する者。

区分④…専門的な知識経験を必要とする業務に従事する者。

【別表2「交通費相当額」】

近隣府県	日額
大阪府、兵庫県、京都府、奈良県、滋賀県、和歌山県	1,000 円

※上記近隣府県以外の都道府県から招へいする講師等については、別途招へい交通費相当額を謝礼金に加算する。ただし、一時的に実際に利用した経路及び方法にかかわらず、最も経済的かつ合理的と認められる経路及び方法により算出するものとする。